

No.1 創刊1号 2001年2月発行

# 淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/yodoriver>

3月上旬より<http://www.yodoriver.org>に変更いたします。

## CONTENTS

- 淀川水系流域委員会 設立 .....P.1
- 淀川水系流域委員会 第1回委員会 .....P.3
- 淀川水系流域委員会 部会発足会 .....P.4
- 淀川水系流域委員会 第1回合同懇談会 .....P.6
- 記者説明会 .....P.8
- 第2回淀川水系流域委員会開催のお知らせ .....P.8
  - ◆ 参考資料1:淀川水系流域委員会 規約 .....P.9
  - ◆ 参考資料2:淀川水系流域委員会および準備会議について .....P.15



【設立会の模様 京都センチュリーホテル「瑞鳳」にて】

平成13年2月1日(木)、淀川水系流域委員会の設立会、第1回委員会、部会発足会、第1回合同懇談会が開かれました。

## 淀川水系流域委員会 設立会

### 審議内容

河川管理者が主催し、委員会委員総数22名のうち20名が出席しました。主催者挨拶、委員会委員の紹介、淀川水系流域委員会についての説明が行われ、淀川水系流域委員会規約(案)について審議が行われ、委員会が設立されました。設立会の審議骨子は以下の通りです。

### 淀川水系流域委員会 設立会 審議骨子

河川管理者より、以下について説明があった。

委員の紹介

淀川水系流域委員会について

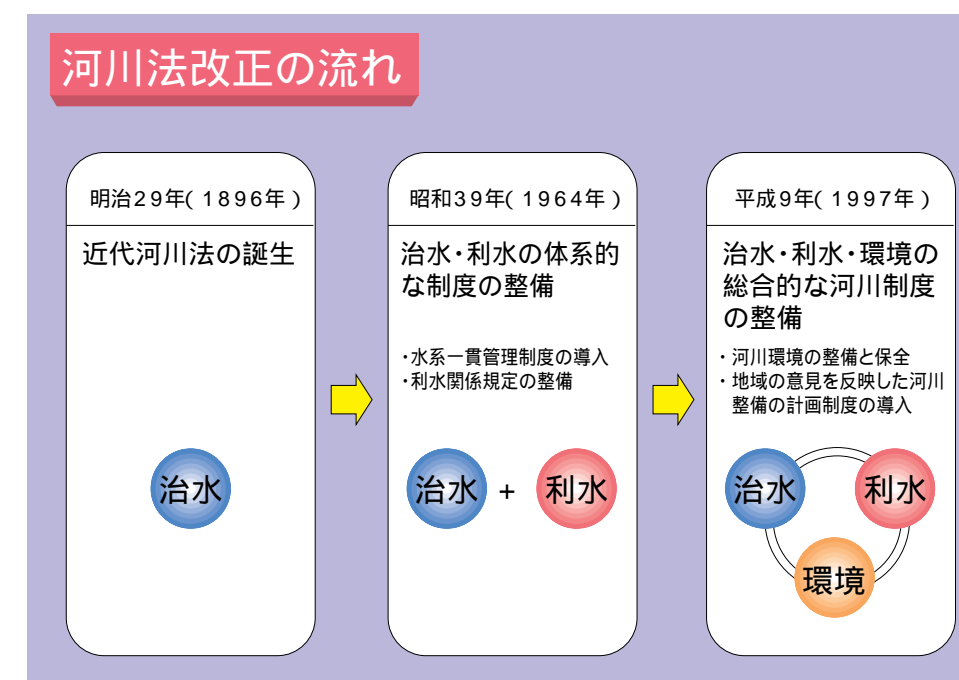
- ・ 淀川水系流域委員会の設立趣旨について
- ・ 新しい河川整備の計画制度について
- ・ 淀川水系流域委員会準備会議からの答申について
- ・ 淀川水系流域委員会の審議対象範囲について

流域委員会規約(案)について審議し、下記の訂正を行った上で、規約が決議された。

流域委員会規約(案)の規約第7条第2項を、「整備局長は、前項で定められた内容に従って、情報公開する」と改める。

以上

図 河川法改正の流れ



【近畿地方整備局資料より】

## 設立の趣旨について

設立会では、河川管理者から、淀川水系流域委員会の設立趣旨について、以下のような説明がありました。

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。近畿地方整備局では、学識経験者や住民の皆様から意見を頂いて、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画を策定するため、各水系において、「流域委員会」の設置を予定しています。

淀川水系では、この流域委員会の設置に先立ち「淀川水系流域委員会準備会議」(議長:芦田和男 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問)を設置し、本年1月、準備会議から淀川水系流域委員会のあり方についての答申を頂きました。

今回、近畿地方整備局では、この準備会議からの答申を受け、「淀川水系流域委員会」を設置し、「淀川水系河川整備計画(案)【直轄管理区間を基本】」や関係住民の意見の聴取方法・反映方法について意見等を頂くものです。

### 淀川水系流域委員会で審議する主な内容

- ①河川整備計画(直轄管理区間、近畿地方整備局策定)に対し、意見を言う。
- ②関係住民等の意見聴取方法を提言する。
- ③関係住民等の意見の反映方法に対し意見を言う。
- ④流域委員会の公開

淀川水系流域委員会および準備会議については、参考資料2(P.15)をご覧ください。

## 配布資料リスト

- ・淀川水系流域委員会設立会 議事次第
- ・淀川水系流域委員会について

紙面の都合上、内容については省略しています。資料内容はホームページ  
<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/yodoriver>  
にて公表しています。ご質問等のある方は庶務までご連絡下さい。

## 淀川水系流域委員会 第1回委員会

淀川水系流域委員会が自ら主催し、委員会委員総数22名のうち20名が出席しました。委員長・部会長選出、委員長挨拶の後、「委員会の情報公開」「委員会の庶務内容」「委員会の今後の進め方」について審議が行われ、部会が発足しました。

### 淀川水系流域委員会 第1回委員会 審議骨子

#### 1 委員長・部会長の選出

- ・委員の互選により、流域委員会委員長は芦田和男(財団法人 河川環境管理財団 研究顧問) 琵琶湖部会長は川那部浩哉(滋賀県立琵琶湖博物館館長) 淀川部会長は寺田武彦(弁護士) 猪名川部会長は米山俊直(大手前大学 学長)に決定した。

#### 2 委員会の情報公開について

- ・委員会や部会、そこでの会議内容は様々な手段を通じて、可能な限り早期に公開するものとし、NGOやNPOへの情報提供も積極的に行う。
- ・会議開催直後には審議骨子を取りまとめ、記者発表を委員長が中心となる。
- ・懇談会の開催など、住民からの意見聴取方法についても十分検討を行う。

#### 3 淀川水系流域委員会の庶務業務について

- ・委員会および部会運営の庶務業務は、(株)三菱総合研究所が行う。運営方法については当面は準備会議の方法を踏襲する。

#### 4 淀川水系流域委員会の今後の進め方について

- ・本日の部会発足会に引き続き、委員会と三部会の合同懇談会を開催する。
- ・次回委員会は、3月中の開催を目標とする。

以上

## 配布資料リスト

- ・淀川水系流域委員会第1回委員会 議事次第
- ・資料-1「流域委員会の情報公開について」
- ・資料-2「流域委員会の庶務について」

紙面の都合上、内容については省略しています。資料内容はホームページ  
<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/yodoriver>  
にて公表しています。ご質問等のある方は庶務までご連絡下さい。

## 淀川水系流域委員会 部会発足会

### 部会発足会の内容

河川管理者が主催し、委員会委員及び部会委員合わせて総数53名のうち45名が出席しました。主催者挨拶、部会委員の紹介、琵琶湖、淀川、猪名川の各部会の部会長挨拶、淀川水系流域委員会についての説明が行われました。



### 淀川水系流域委員会 部会発足会の内容

河川管理者より、以下についての説明の後、淀川水系流域委員会の3部会（琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会）が発足した。

部会委員の紹介

淀川水系流域委員会について

- ・ 淀川水系流域委員会の設立趣旨について
- ・ 新しい河川整備の計画制度について
- ・ 淀川水系流域委員会準備会議からの答申について
- ・ 淀川水系流域委員会の審議対象範囲について
- ・ 淀川水系流域委員会規約について

意見として以下が出された。

- ・ 検討区域は直轄河川を対象とするが、流域全体を視野に入れて議論する必要があり、関係府県、自治体等と連携を図る。
- ・ 多くの一般市民が傍聴できるように、部会の開催場所、開催時間、さらには情報弱者に対する情報公開方法などにも配慮することが必要である。

以上

### 淀川水系流域委員会で審議する河川整備計画の範囲について

部会発足会では、河川管理者から、淀川水系流域委員会で審議する河川整備計画の範囲についての説明がありました(下図参照)。

図 淀川水系流域委員会と部会



### 配布資料リスト

- ・ 淀川水系流域委員会部会発足会 議事次第
- ・ 淀川水系流域委員会について
- ・ 淀川流域の概要について

紙面の都合上、内容については省略しています。資料内容はホームページ <http://www.kkr.mlit.go.jp/river/yodoriver> にて公表しています。ご質問等のある方は庶務までご連絡下さい。

## 淀川水系流域委員会 第1回合同懇談会

淀川水系流域委員会が自ら主催し、委員会委員及び部会委員が出席し、「流域委員会のあり方」等について意見交換が行われました。

### 淀川水系流域委員会 第1回合同懇談会における主な内容

合同懇談会において自由に意見交換を行った。出された主な意見は次の通りである。

- ・懇談会を多く行うなど、住民の意見を多く聴取する。
- ・下流側の水質保全を考える上で、上流地域住民との意見交換が重要である。
- ・自然環境保全の意識が高いエリアの住民意見をできるだけ多く反映させたい。
- ・一本の河川に複数の管理者が存在する場合、管理者同士の連携を図ってほしい。
- ・鴨川保全条例を策定し、下流に住む人たちにきれいな水を流すことを考えたらどうか。
- ・河川管理者である近畿地方整備局の変わりぶりが非常に大きく吃驚している。
- ・対立的な形ではない住民意見の出し方を考える必要がある。
- ・知識の少ない一般市民が関心を持ち始められるような広報が重要である。
- ・河川には様々な人が関わっていることを認識し、河川と市民の関わりを取り戻していく努力が必要である。
- ・理念ではなく、市民が主体的に関われる川づくりが必要である。公共側も意識の変化が十分見られる。
- ・治水、利水、環境への住民の価値観をいかに高めていくかが重要である。
- ・行政、委員を含めた懇親の場を多く設けることで、対話の機会を増やしてほしい。
- ・実際に現場を見ながら話をするなど、現場に近いところで議論をしたい。
- ・行政側は、管理主体のローマ的思想から、川を使いながら守っていくアジアモンスーン的思想により川づくりを考えていく必要がある。
- ・河川らしい植物が減っており、河川を感じられるような河原の自然を取り戻したい。
- ・全国的にも珍しい都市部の水瓶である琵琶湖を水源とした淀川水系の特質として考えたい。
- ・琵琶湖の水質変化により鮎が影響を受けているが、それはいずれ市民に影響を及ぼす。
- ・昔の河川環境が著しく悪化したことが環境に対するこだわりが高くなった原因。バックグラウンドが様々な委員の広範な意見を、いかに川づくりに反映させていくかは難しいが、努力したい。
- ・情報公開の方法など画期的なところもあり、自分の経験をもとに意見を出していきたい。
- ・漁業関係者が二人と少ないが、自分のこれまでの経験や知識を出していきたい。
- ・堤防や河川敷などは、子供への環境教育の場としても重要である。
- ・河川幅を3倍くらい拡幅するくらいでないと、洪水防御、子供の遊び場等が確保できない。本物の河川を取り戻したい。
- ・土地、地域など河川以外の事項についても広範に問題を考えていく必要がある。高い経済成長が望めない今後の日本の姿を踏まえ、河川整備計画を考える必要がある。

- ・動植物、土、石などを含めた自然を重視した河川管理を考えてほしい。
- ・河川管理を考える上で、最上流部に位置する森林の果たす役割が非常に大きい。
- ・河川というのは選択肢が多くなく、完全な解決方策というのは存在しない。
- ・100年後の河川を考える意味で、子供たちへの教育が重要である。川で何かをするのではなく、川から何を学ぶか、子供たちが川を五感で感じながら川に近づいていくような環境づくりと教育が必要である。
- ・流域は流域全体で考えるのは正しいが、例えば国が一元管理するとしたら危険を感じる。全体を考えつつ、部分についても十分考慮して取り組みたい。
- ・いろいろな生き物がたくさん河川に棲めば、川のために何か貢献する。様々な生物が川に棲めるような川づくりに貢献したい。
- ・素足で歩いて源流まで行けるきれいな河川を、モデルケースとしてつくってほしい。そのことで、川の新たな機能が発見できるかもしれない。
- ・昔の河川環境を取り戻す努力が必要であり、住民参加も共通の視点で川づくりに取り組む必要がある。
- ・プログラム化されていない教育の場の提供により、子供たちが五感で川を感じるような川づくりが重要である。
- ・近代技術主義、自然保護主義のほかに、使いながら守っていくという生活環境主義の視点が重要である。
- ・川や湖のそばにいと気持ちよく、健康的である。より多くの人々が川に接する機会が増えるような河川整備計画への意見を出していきたい。
- ・河川敷をゴルフ場やグラウンドなどとして利用するだけではなく、自然環境を重視した計画が必要である。

以上

### 配布資料リスト

配布資料はありません。

## 記者説明会

合同懇談会の閉会后、芦田委員長、川那部琵琶湖部会長による記者説明会が行われました。



## 第2回淀川水系流域委員会開催のお知らせ

第2回淀川水系流域委員会が、下記の通り開かれます。傍聴をご希望の方、もしくは委員会へのご意見等をいただける方は、下記宛先まで電子メールまたはFAXでお申し込み下さい（FAXでお申し込みの場合は、別紙のFAX送信票をお使いください）。ただし、会場の都合により、応募者多数の場合は、抽選とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

日 時：2001年4月12日（木） 14:00～

場 所：新・都ホテル 地階 「陽明殿」  
（JR京都駅八条口、TEL：075-661-7111）

## 参考資料1：淀川水系流域委員会 規約

### （設置）

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）が「淀川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### （目的）

第2条 委員会は、淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の策定にあたり、同河川整備計画について意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とする。

### （委員会）

第3条 委員会は、委員会での審議、部会から報告を受けた事項に関する審議、調整を行い、委員会としての意思決定を行う。

2. 委員会は、部会に対して審議する事項について指示する。
3. 委員会委員は、別表 1に示す者とする。委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
5. 委員会の意思決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する。
6. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は専門的知識を有する具体的候補を選定のうえ、委員会委員又は部会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。

### （部会）

第4条 委員会の下部組織として、琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会を設ける。

2. 委員会の判断により必要に応じて部会を細分することができる。
3. 部会は、委員会からの指示された事項及び委員会了承を得た部会独自の必要判断事項について、地域の特性を十分に考慮した議論を行い、委員会に報告する。
4. 部会委員は、別表 2に示す者とする。部会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 部会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
6. 部会から委員会への報告内容の決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する。

### （委員長及び部会長）

第5条 委員会には委員長を置き、各部会には部会長を置く。

2. 委員長及び部会長は、委員会で委員の互選により定める。
3. 委員長は、委員会の会務を総括する。
4. 部会長は、部会の会務を総括する。
5. 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員会委員がその職務を代理する。
6. 部会長に事故がある時は、部会長があらかじめ指名する委員会委員がその職務を代理する。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し運営する。部会は、部会長が招集し運営する。
2. 委員長は、必要に応じて2以上の部会の合同部会を開くことができる。
  3. 委員長は、必要に応じて部会に出席し、発言できる。
  4. 委員長は、必要に応じて委員会に部会委員の出席、発言を求めることができる。
  5. 委員長及び部会長は、必要に応じて部会に所属部会以外の者の出席、発言を求めることができる。
  6. 河川管理者は、委員の要請に対して積極的に発言するほか、委員長、部会長の許可を得て自ら発言できる。
  7. 委員長及び部会長は、一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。
  8. 委員会は、積極的に関係住民の意見を聴取することを原則とする。

(情報公開)

- 第7条 委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法について委員会で定める。
2. 整備局長は、前項で定められた内容に従って、情報公開する。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が委員長及び部会長の指示を受け中立的立場で行う。

(規約の改正)

- 第9条 本規約の改正は、委員会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

- 第10条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるが、その際、付録に示す淀川水系流域委員会準備会議の答申、準備会議資料及び議事録を参考にする。

付則

(施行期日)

この規約は、平成13年2月1日から施行する。

付録

- ・ 淀川水系流域委員会のあり方について(答申)
- ・ 第1回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録
- ・ 第2回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録
- ・ 第3回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録
- ・ 第4回淀川水系流域委員会準備委員会資料及び議事録

【別表 - 1】 流域委員会委員

(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所属等	備考
1	芦田 和男	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-
2	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 所長	猪名川部会兼任
3	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学防災研究所 教授	淀川部会兼任
4	植田 和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科 教授	-
5	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会兼任
6	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会兼任
7	川上 聡	地域の特性に詳しい委員(水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局 近畿水の塾 幹事	淀川部会兼任
8	川那部 浩哉	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会兼任
9	倉田 亨	農林漁業	近畿大学農学部 教授	琵琶湖部会兼任
10	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科 教授	琵琶湖部会兼任
11	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会兼任
12	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員(当フォーラムづくりおよび広い分野の人のネットとそのコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会兼任
13	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会兼任
14	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会兼任
15	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会兼任
16	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-
17	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会兼任
18	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会兼任
19	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物・地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会兼任
20	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
21	米山 俊直	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会兼任
22	鷺谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-

注:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。

【別表-2】 部会委員

琵琶湖部会委員

(五十音順、敬称略)

NO	氏名	対象分野	所属等	備考
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	—
2	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会兼任
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会兼任
4	川那部 浩哉	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会兼任
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	—
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学農学部 教授	委員会兼任
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 滋賀文化短期大学 教授	—
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科 教授	委員会兼任
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会兼任
10	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会兼任
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	—
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	—
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	—
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 代表監事	—
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会兼任
16	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物・地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会兼任
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員(鳥類生態、ラムサール条約)	滋賀県立大学大学院環境科学研究科 修士課程 琵琶湖ラムサール研究会 代表	—

注:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。

淀川部会委員

(五十音順、敬称略)

NO	氏名	対象分野	所属等	備考
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	—
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学防災研究所 教授	委員会兼任
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	—
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	—
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員(水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局 近畿水の塾 幹事	委員会兼任
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	—
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	—
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員(自然哲学)	岩屋山志明院 住職 京都水と緑をまもる連絡会 共同代表 市民投票の会 共同代表	—
9	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会兼任
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員(当フォーラムづくりおよび広い分野の人のネットとそのコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会兼任
11	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会兼任
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	—
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	—
14	横村 久子	地域・まちづくり(地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	—
15	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会兼任
16	山岸 哲	動物	京都大学大学院理学研究科 教授	—
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	—
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	京都大学生態学研究センター 教授	—
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 事務局長	—

注:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。



### 猪名川部会委員

(五十音順、敬称略)

NO	氏名	対象分野	所属等	備考
1	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 所長	委員会兼任
2	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学自然・環境科学研究 所 助教授	—
3	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	—
4	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究 所 所長、教授	—
5	東山 充	地域の特性に詳しい委員	特になし	—
6	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	—
7	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員(住民 運動)	猪名川の自然と文化を守る会	—
8	本多 孝	地域の特性に詳しい委員(環境 教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	—
9	松本 馨	地域の特性に詳しい委員(地域 自然保護活動、淡水生物調査、 環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	—
10	森下 郁子	動物	淡水生物研究所 所長	—
11	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	—
12	米山 俊直	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	委員会兼任

注:対象分野欄( )は委員の専門を示しています。

## 参考資料2：淀川水系流域委員会および準備会議について

### 淀川水系流域委員会とは

国土交通省では、平成9年の河川法の改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することになりました。

近畿地方整備局では、学識経験者や住民の皆様の意見を頂き、20～30年間の具体的な河川整備計画を策定するため、各水系において、「流域委員会」の設置を予定しており、淀川水系では、準備会議からの提言を受け、「淀川水系流域委員会」を設置することになりました。

### 準備会議の目的

準備会議は、淀川水系河川整備計画の作成にあたって、関係住民の意見の反映方法について提言するとともに、「淀川水系流域委員会」のあり方(構成、メンバー等)についても提言を行いました。提言内容は「淀川水系流域委員会のあり方について」としてまとめ、平成13年1月11日に芦田議長より近畿地方整備局長に対して答申を行いました。

### 準備会議の委員

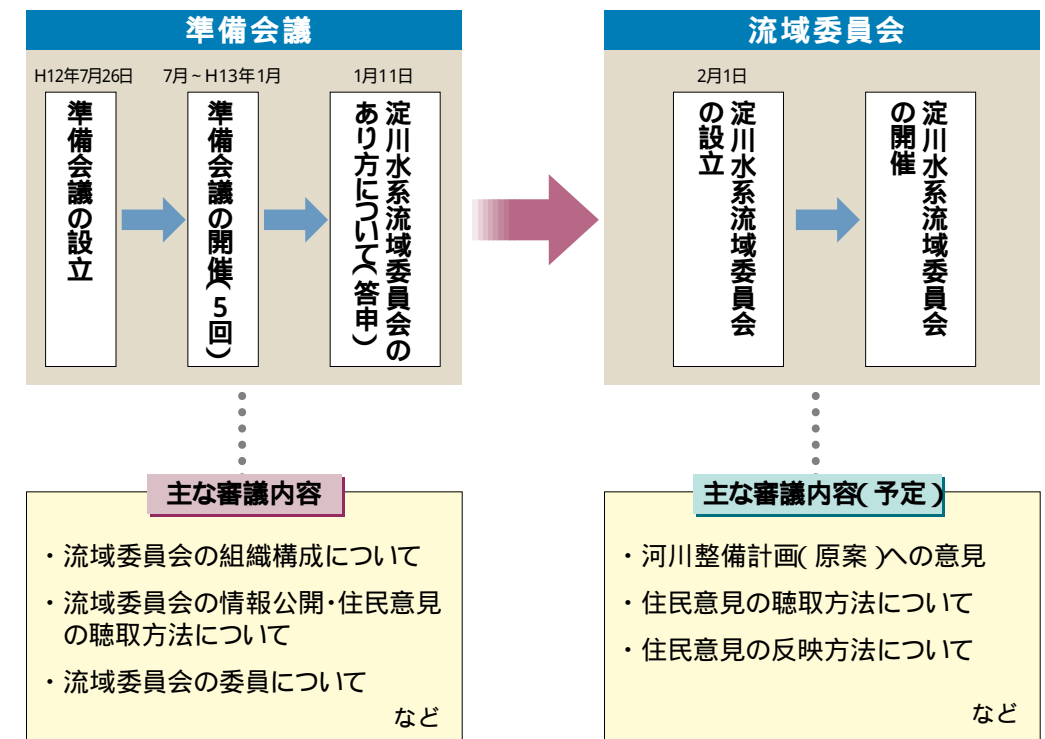
準備会議は、淀川水系に関して学識経験を有する次の4名の委員で構成されていました。

表 準備会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属
芦田 和男	京都大学 名誉教授(財団法人 河川環境管理財団 研究顧問)
川那部 浩哉	京都大学 名誉教授(滋賀県立琵琶湖博物館 館長)
寺田 武彦	弁護士(日弁連公害対策・環境保全委員会元委員長)
米山 俊直	京都大学 名誉教授(大手前大学 学長)

### 流域委員会と準備会議の関係



別紙

淀川水系流域委員会〔第2回委員会〕  
傍聴申し込み・ご意見用FAX送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 安達、安藤、北林)

1 第2回淀川水系流域委員会への傍聴を希望されますか。

・はい

・いいえ

2 淀川水系流域委員会へのご意見等ございましたら、ご記入下さい。

3 下記にご記入下さい。(会議の傍聴を希望される方は、必ず①～④全てにご記入下さい)

① 団体・会社名( )

② ご住所(〒 )

③ TEL( )

④ お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)


---

## 淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.1

---

2001年2月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....  
研究員：恩地、新田、柴崎、原

事務担当：安達、安藤、北林

---

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

**流域委員会ホームページアドレス**

<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/yodoriver>

3月上旬より<http://www.yodoriver.org>に変更いたします。